

重要事項説明書

本書面は、「ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律」第 5 条第 1 項に基づく会員契約の成立前に交付する書面であり、重要な事項が記載されていますので、十分お読みいただきますようお願いいたします。

省令 7 条 3 項に基づき、書面の内容を十分読むべき旨を赤字にて記載。また、日本産業規格 Z 8305 に規定する 8 ポイント以上の大きさの文字及び数字にて記載。

I 会員契約の概要

1. 会員制事業者の名称及び住所並びに代表者氏名

(法 5 条 1 項 1 号、省令 7 条 1 項 1 号)

名 称：株式会社近畿経済産業
住 所：〒540-8535 大阪府大阪市中央区大手前 1-5-44
代表者氏名：経済 太郎

2. 指定役務の内容 (法 5 条 1 項 1 号、省令 7 条 1 項 2 号)

事 項	内 容
指定役務に係る施設の名称	近畿経済産業カントリークラブ
指定役務に係る施設の所在地	兵庫県〇〇市△△町××番地
指定役務に係る施設のホール数	18 ホール
指定役務に係る施設の敷地面積	1, 200, 000 m ²

「募集届出書Ⅱ. 1. 指定役務の内容」の枠内の記載に合わせる

3. 指定役務に係る施設の開設日及び計画の内容、指定役務の提供の開始日

(法 5 条 1 項 1 号、省令 7 条 1 項 3 号及び 4 号)

事 項	計画の内容
指定役務に係る施設の開設日	昭和 60 年 1 月 10 日
ゴルフ場のホール数	—
ゴルフ場の敷地面積	—
会員契約に係る施設のうちゴルフ場に附帯して利用に供される施設	練習場、クラブハウス、レストラン、駐車場 (昭和 60 年 1 月 10 日既設)

提供時期：会員契約締結後、2 週間以内に入会金、預託金及び入会金に係る消費税を納入していただき、当社から会員証及び会員カードの交付を受けた後に利用できる。

「募集届出書Ⅱ. 2. 指定役務に係る施設についての計画の内容」の枠内の記載に合わせて、枠外に指定役務の提供の開始日を記載。

4. 会員の数についての計画（法5条1項1号、省令7条1項5号）

会員の種類	契約締結予定数	提供される役務の内容
正会員	50 口	当ゴルフ場の休業日を除く全日において、ゴルフ場施設の利用が可能。（1名記名式）
平日会員	30 口	当ゴルフ場の休業日、土・日・祝祭日を除く日において、ゴルフ場施設の利用が可能。（1名記名式）
正会員（分割） （100万円）	50 口	当ゴルフ場の休業日を除く全日において、ゴルフ場施設の利用が可能。（1名記名式）
正会員（分割） （150万円）	100 口	当ゴルフ場の休業日を除く全日において、ゴルフ場施設の利用が可能。（1名記名式）

※会員数（令和〇年〇月〇日現在）：500口（正会員：400名、平日会員：100名）

※既存会員権分割については、以下のとおり。

- ・ 預託金額面200万円の会員50名に対し、2口への分割を案内
- ・ 預託金額面450万円の会員50名に対し、3口への分割を案内

「募集届出書Ⅱ．3．会員の数についての計画」の記載に合わせる。

5. 拠出金の種類及び額（法5条1項1号、省令7条1項6号）

会員の種類	入会金	預託金	その他の金銭	合計
正会員	500千円	1,000千円	50千円	1,550千円
平日会員	300千円	500千円	30千円	830千円
正会員（分割） （100万円）	—	1,000千円	—	1,000千円
正会員（分割） （150万円）	—	1,500千円	—	1,500千円

注）「その他の金銭」は、入会金にかかる消費税。

「募集届出書Ⅱ．6．拠出金の種類及び額」の記載に合わせる。

6. 預託金の額及び据置期間並びに返還を担保する措置の有無

（法5条1項1号、省令7条1項7号）

会員の種類	預託金額(a)	預託金据置期間	契約締結予定数(b)	合計金額(a×b)
正会員	1百万円	15年	50 口	50 百万円
平日会員	0.5百万円	15年	30 口	15 百万円
正会員（分割） （100万円）	1百万円	分割契約日より 10年	50 口	50 百万円
正会員（分割） （150万円）	1.5百万円	分割契約日より 10年	100 口	150 百万円
担保措置の有無		無し		

「募集届出書Ⅱ． 7． 会員に預託金を支払わせる場合にあっては預託金の額及び据置期間並びに返還を担保する措置の有無等」の記載に合わせる。

7. 会員契約の変更に関する事項（法5条1項1号、省令7条1項8号）

会員契約及び会則は、理事会の決裁を得て、当社が変更することができる。

「募集届出書Ⅱ． 8． 会員契約の変更に関する事項」の記載に合わせる。

8. 会員契約の解除に関する事項（法5条1項1号、法12条、省令7条1項9号）

(1) 会員の数についての計画を変更する場合において会員が会員契約を解除することができる旨の定めがあるときはその内容

定めなし

(2) その他会員契約の解除に関する事項（クーリング・オフを含む。）

- ① 法第5条第2項の書面を受領した日から起算して8日を経過する日までの間は会員から書面により契約の解除を行うことができる。
- ② 上記の契約の解除があったときは、当社は、当該契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求しない。
- ③ 上記の契約の解除は、当該契約の解除を行う旨の書面を発した時に、その効力を生じる。
- ④ 上記の契約の解除があった場合には、当社は、既に当該会員契約に基づき役務が提供されたときにおいても、会員に対し、当該役務の提供により得られた利益に相当する金銭の支払いを請求しない。
- ⑤ 次の事由に該当する会員に対し、当社は当該会員を除名して会員契約を解除することができる。
 - ・ 本クラブの名誉を毀損し、又は秩序、エチケットを乱す行為があったとき
 - ・ 本クラブの会則に違反したとき
 - ・ 年会費その他諸支払いを3か月以上怠ったとき
 - ・ 暴力団等反社会的勢力に属すると判断されるとき。

「募集届出書Ⅱ． 9． 会員契約の解除に関する事項」の条文に合わせる。

9. 損害賠償の予定（違約金を含む）に関する定め（法5条1項1号、省令7条1項10号）

定めなし

「募集届出書Ⅱ． 10． 損害賠償の予定（違約金を含む）に関する定めがあるときは、その内容」の記載に合わせる。

10. 会員の債権に関する定め（法5条1項1号、省令7条1項11号）

区 分	有無	具体的内容
譲渡に関する定め	有	会員の資格は、一定期間を経過した後、譲渡することができる。ただし、譲渡を受ける者は、入会に際し、所定の手続きを経て会社及び理事会の承認を得なければならない。
相続に関する定め	有	個人会員が死亡した場合は、相続人の一人が所定の手続きを経て会社及び理事会の承認を得なければならない。
譲渡に関するあつせん	無	

「募集届出書Ⅱ. 11. 会員契約に基づく会員の債権に関する事項」の記載に合わせる。

11. 保証委託契約を締結している場合にあっては、その内容

（法5条1項1号、省令7条1項12号）

既に開場しているため、締結していない。

法4条に基づく保証委託契約の締結を行っている場合に記載。ない場合はない旨を記載。

12. 契約者の数についての計画及びその契約の内容（法5条1項1号、省令7条1項13号）

契約者の種類	契約締結予定数	提供される役務の内容
特別会員	10名	当ゴルフ場の休業日を除く全日において、ゴルフ場施設の利用が可能。

「募集届出書Ⅱ. 4. 契約者がある場合にあっては契約者の数についての計画及びその計画の内容」の記載に合わせる。

13. 会員及び契約者以外の者による施設の利用（法5条1項1号、省令7条1項14号）

会員が同伴し、又は紹介したビジター及び会社の定める一定の条件の下で会員以外も施設を利用できる。

「募集届出書Ⅱ. 5. 指定役務に係る施設について、会員及び契約者以外の者に利用させる場合にあっては、その内容」の記載に合わせる。

14. 指定役務の提供の制限（法5条1項1号、省令7条1項15号）

以下の場合には、役務の提供はできない。

- ①満員のためスタート時間に余裕がないとき
- ②クラブの休業日
- ③クラブの都合でクローズしたとき
- ④会則により会員の資格を一時停止又は除名したとき

「募集届出書Ⅱ. 12. 指定役務の提供を制限する定めがあるときはその内容」の記載に合わせる。

Ⅱ 会員制事業者の業務及び財産の状況に関する事項

1. 資本金の額又は出資の総額（法律5条1項2号、省令7条2項1号）

資本金の額又は 出資の総額	100 百万円
------------------	---------

「募集届出書Ⅰ. 3. 会員制事業者の資本金の額又は出資の総額」の記載に合わせる。

2. 主要株主の氏名又は名称（法律5条1項2号、省令7条2項1号）

(ふりがな) 氏名又は名称	保有する株式の数 又は出資の金額	割合
通産 太郎	500 株	50 %
通産 花子	150 株	15 %
(株)通商産業	100 株	10 %

「募集届出書Ⅰ. 4. 主要株主の氏名又は名称」の記載に合わせる。

3. 他に行っている事業の種類（法律5条1項2号、省令7条2項1号）

スポーツ施設提供業（スキー場）

「募集届出書Ⅰ. 5. 他に行っている事業の種類」の記載に合わせる。

4. 会員制事業を行うのに必要な資金の額及びその調達方法

(法5条1項2号及び省令7条2項2号)

		金 額
必要な資金の額		102.4 百万円
	自己資金	百万円
	預託金	65.0 百万円
	借入金	百万円
	その他	37.4 百万円
	合 計	102.4 百万円

注) 「その他」は、入会金及び入会金に係る消費税。

「募集届出書Ⅰ. 1. 会員制事業を行うのに必要な資金の額及び調達方法」の記載に合わせる。

5. 指定役務に係る施設を所有権以外の権原に基づいて占有する場合にあっては、当該権原の内容 (法5条1項2号及び省令7条2項3号)

	権利関係の内容	権利の存続期間
土地に係る権利	借地権：通産 誠ほか9名 計500,000㎡	平成15年5月1日から 20年
	借地権：経産 隆ほか6名 計200,000㎡	平成14年5月1日から 30年
その他の権利	賃借権（クラブハウス）：(株)通商産業	平成27年5月1日から 10年

「募集届出書Ⅰ. 2. 指定役務に係る施設を所有権以外の権原に基づいて占有する場合にあっては、当該権原の内容」の記載に合わせる。